

■ 新規提案品目以外に関する判断の基準等の見直しについて

○ 今回、以下の特定調達品等目に関して、見直しを検討

- ・ 特定調達品目：(品目分類) タイル
- ・ 特定調達品目：(品目分類) 製材等
- ・ 特定調達品目：(品目分類) 照明機器
- ・ 特定調達品目：(品目分類) コンクリート用型枠
- ・ 判断の基準等：再生プラスチックに関する配慮事項

1. 特定調達品目：(品目分類) タイル

- JIS A 5209 陶磁器質タイルが「セラミックタイル」として改正されたことから、品目名称について、従前の例に従い、品目名を JIS 呼称に合わせて「セラミックタイル」に変更

2. 特定調達品目：(品目分類) 製材等

- 直交集成板については、平成 28 年 3、4 月より、一般設計法・材料の品質及び強度・燃えしろ設計に関する告示が施行され、大臣認定を取得することなく使用可能となった。そのため、仕様に基づく材料選定が可能となり、グリーン調達の対象とすることが妥当な状況となったことから品目名に「直交集成板」を追加

3. 特定調達品目：(品目分類) 照明機器

- 平成 28 年 5 月に閣議決定した「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のために実行すべき措置について定める計画」では、「庁舎の新築・改修時には、原則として LED 照明器具を導入する。」と定められており、平成 29 年度新営予算単価においても、LED 照明器具の採用が前提となっているなど、LED 照明器具の環境性能の優位性が確立していることから、品目名「照明制御システム」の判断の基準から Hf 蛍光灯器具を削除

4. 特定調達品目：(品目分類) コンクリート用型枠 (経過措置の見直し)

- 平成 27 年度の基本方針で、「合板型枠」が特定調達品目に追加されたものの、市場への普及状況等を考慮し、経過措置期間を設置
- 経過措置の検討にあたり、日本型枠工事業協会の会員等に対して板面表示が一般化される以前の在庫状況について調査を実施
- 調査の結果、板面表示された合板型枠（国産品、輸入品）の調達に支障が無いことと、板面表示が制度化される以前の非表示合板の在庫が殆ど無いことから、経過措置を終了しても問題が生じないと判断し、削除（詳細は、参考資料 5 を参照）

5. 判断の基準等：再生プラスチック

- プラスチックの再生利用にあたり、プラスチックの品質管理が適切に実施されていない製品の場合、環境等に有害な影響を及ぼすものがあり、回収システムに支障をきたす恐れがある旨、再生プラスチックを製造するメーカー等より意見をいただいているところ
- 円滑な再生利用について配慮することは、環境負荷低減に寄与する事項と考えられることから、再生プラスチックの利用製品については、その配慮事項において「製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障をきたさないものであること」を追加
- 対象品目名
 - ・ 再生プラスチック製中央分離帯ブロック
 - ・ 再生材料を使用した型枠